

農地転用時に提出する申請書が変更になります

令和7年4月1日以降に申請される方の【提出書類】は以下のとおりとなります。

- ① 農地転用等の通知書及び地区除外申請書
- ② 位置図
- ③ 字絵図
- ④ 計画図

※ 「管理等に関する協定書」は不要となります。

※ これまで各書類に記名捺印が必要でしたが、署名（自書）で申請手続きができます。
（ただし、記名やゴム印を使用された場合は押印が必要です。）